

# 住民投票制度の位置付け（イメージ図）



市民

選挙による代表者（議会、市長）への信託

## 自治基本条例（市民自治によるまちづくり）

情報共有の原則（情報提供・情報公開条例） ・ 広報、情報発信、開示請求等

協働の原則（協働の推進） ・ 協働事業等

### 市民参加の原則（市民参加型の手法）

- ・ 広聴事業（まちかどミーティング等）
- ・ 出前講座、アンケート、会議の公開
- ・ 市民の声、要望書、平常時の業務における対応等

十分な情報提供 活発な議論  
多様な参加の機会

### 市民参加条例

- ・ 政策形成手続（審議会、説明会等）
- ・ 市民意見提出手続（市民からの意見募集）
- ・ 市民政策提案制度

### 住民投票条例

- ・ 市民・議会からの請求
- ・ 市長自らの発議

政策の立案、まちづくりの過程に参加

間接民主制を補完

選挙（議会議員、市長）

間接民主制（議会制民主主義）

### 直接請求（地方自治法）

- | 議会      | 市長等        |
|---------|------------|
| ・ 議会の解散 | ・ 条例制定改廃   |
| ・ 議員の解職 | ・ 監査       |
|         | ・ 市長の解職    |
|         | ・ 主要公務員の解職 |

選挙による市民からの付託（議会、市長）

市  
（二元代表制）



議会  
（議事機関）

条例、予算の提案 決算の報告 条例の再議 議会の解散等

条例、予算の議決 決算の認定 市長の不信任決議等

最終的な意思決定



市長等  
（執行機関）